



産総研の 仕事と育児の両立支援策に 在宅勤務制度が加わります

【制度概要】

対象者:主務として研究業務を行う(各領域の研究部門、研究センター、オープンイノベーションラボラトリ、及び連携研究ラボに所属する)研究職員又は任期付研究職員であり(一部を除く)、かつ、以下のいずれかに該当する者のうち、申請により理事長が在宅勤務を認めた者を対象とします。

- ・出産し又は育児休業を取得した者で、中学校就学前の当該子を養育する者
- ・配偶者の同居なく中学校就学前の子を養育する者
- ・その他上記に準ずる者

制度内容:月5日以内の範囲において、自宅で勤務することができます。

在宅勤務は、次のような
メリットが見込まれます



- 例) 通勤時間、保育所送迎時間、出勤準備にかかる時間が軽減する
計画的な業務が実施できる
より業務へ集中できるようになる 等